



各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫
(証 券 コ ー ド 4725 東 証 第 1 部)
問 合 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 酒 匂 明 彦
責 任 者 経 営 統 括 本 部 長
(電 話 03-6667-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催の第41回定時株主総会へ、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)(以下、併せて「会社法等」という。)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 単元未満株主が行使することができる権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式についての権利に関する規定を新設するものであります。
- (2) 株主総会の招集地を、東京都区内とする旨の規定を新設するものであります。
- (3) 株主総会の適正な運営を図るため、議決権代理行使の資格および員数を制限するため所要の変更を行うものであります。
- (4) 取締役会の機動的、効率的運営を図るため、招集手続および決議の省略ができる旨の規定を新設するものであります。
- (5) 社外取締役および社外監査役が期待される役割・機能を十分に発揮できるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。
- (6) その他会社法等に基づく必要な規定の加除および修正ならびに新設等所要の変更を行うものであります。

以上の他、定款全般にわたり、構成の整理、表現の変更、字句の整理およびそれに伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p style="text-align: center;">(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<p style="text-align: center;">(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、86,284,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、86,284,000株とする。</p>
<p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p style="text-align: center;">(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p style="text-align: center;">(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 当社は、1単元未満の株式(以下「単元未満株式」という。)については、株券を発行しない。</p>	<p style="text-align: center;">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)については、株券を発行しない。</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p>
<p style="text-align: center;">(端株原簿への記載)</p> <p>第8条 当社は、1株に満たない端数についてはこれを端株原簿に記載しない。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定め</u>る。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者として<u>できる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要ある場合は、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として</u>できる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第 12 条 定時株主総会は、毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にこれを招集する。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第 13 条 現行どおり</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(招 集 地)</p> <p>第 14 条 <u>当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>
<p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p>第 15 条 現行どおり</p>
<p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(議 事 録)</p> <p>第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(議 事 録)</p> <p>第 18 条 株主総会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取 締 役 会 の 設 置)</p> <p>第 19 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>
<p>(取 締 役 の 員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、12 名以内とする</p>	<p>(取 締 役 の 員 数)</p> <p>第 20 条 現行どおり</p>
<p>(取 締 役 の 選 任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取 締 役 の 選 任)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内の最終の事業年度</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 現行どおり</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。 代表取締役は、各自当社を代表し、取締役会の決議に基づき、当社の業務を執行する。 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 現行どおり</p> <p>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p><u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第26条 <u>当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 現行どおり</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第2項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 現行どおり</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 第26条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、互選により、常勤監査役を選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 現行どおり 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 32 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、<u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 38 条 監査役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 39 条 現行どおり</p>
<p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 41 条 <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 2 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の員数)</p> <p>第 43 条 当社の会計監査人は、1 名とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第 44 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 45 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(会計監査人の報酬等) 第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て決める。
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
第 35 条 当社の営業年度は、毎年 1 月 1 日か ら 12 月 31 日までとし、毎営業年度末 日を決算期とする。	第 47 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日か ら 12 月 31 日までとする。
(利益配当金)	(剰余金の配当)
第 36 条 当社の利益配当金は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記 録された株主または登録質権者に対 して、これを支払う。	第 48 条 当社の剰余金の配当は、株主総会の 決議によって、毎年 12 月 31 日の最終 の株主名簿に記載または記録された 株主または登録株式質権者に対して 支払う。
(中間配当)	(中間配当)
第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎 年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載 または記録された株主または登録質 権者に対して、 <u>商法第 293 条ノ 5 に定 める金銭の分配（以下中間配当とい う。）</u> を行うことができる。	第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、 毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録 株式質権者に対して、 <u>中間配当</u> を行う ことができる。
(配当金の除斥期間)	(剰余金の配当金等の除斥期間)
第 38 条 利益配当金および中間配当金が、支払 開始の日から満 5 年を経過しても受 領されないときは、当社はその支払 の義務を免れる。未払の利益配当金お よび中間配当金には利息をつけない。	第 50 条 剰余金の配当金および中間配当金が、 支払開始の日から満 5 年を経過して も受領されないときは、当社はその 支払の義務を免れる。未払の剰余金の 配当金および中間配当金には利息を つけない。

(注) 上記変更案は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会にて決議した内容であります。
本年 3 月 29 日開催予定の株主総会に付議する際には、文言の修正等を行う場合がありますことをご
了承いただたく存じます。

以上